

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の概要

法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針（基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト）

特定外来生物

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止

（大臣の許可が必要）

- ・ 許可者以外は**輸入禁止**
- ・ 許可者以外への**譲渡禁止**
- ・ 野外への**放出等の禁止**
（大臣の許可が必要）

条件付特定外来生物（アカミミガメ、アメリカザリガニ）

販売・頒布目的の飼養等
販売・頒布・購入
輸入、放出等 のみ禁止

- ・ 国、都道府県（共同実施の市区町村含む）は**公示して防除を実施**
- ・ 市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・ 付着等の疑いのある物品や土地等の**検査**
- ・ 付着等している物品等の**移動制限、禁止命令**
- ・ 事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

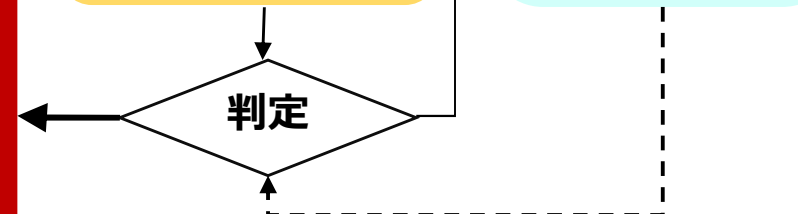
未判定外来生物

- ・ 輸入者に届出義務
- ・ 判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**

指定されない生物

規制なし

※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類名証明書の添付**が必要



その他：

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の**責務**
- ・ **生息調査のための立入調査**
- ・ 許可者への**報告徴収及び立入検査**
- ・ **情報収集、国際協力、普及啓発等の規定**

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している**輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令**